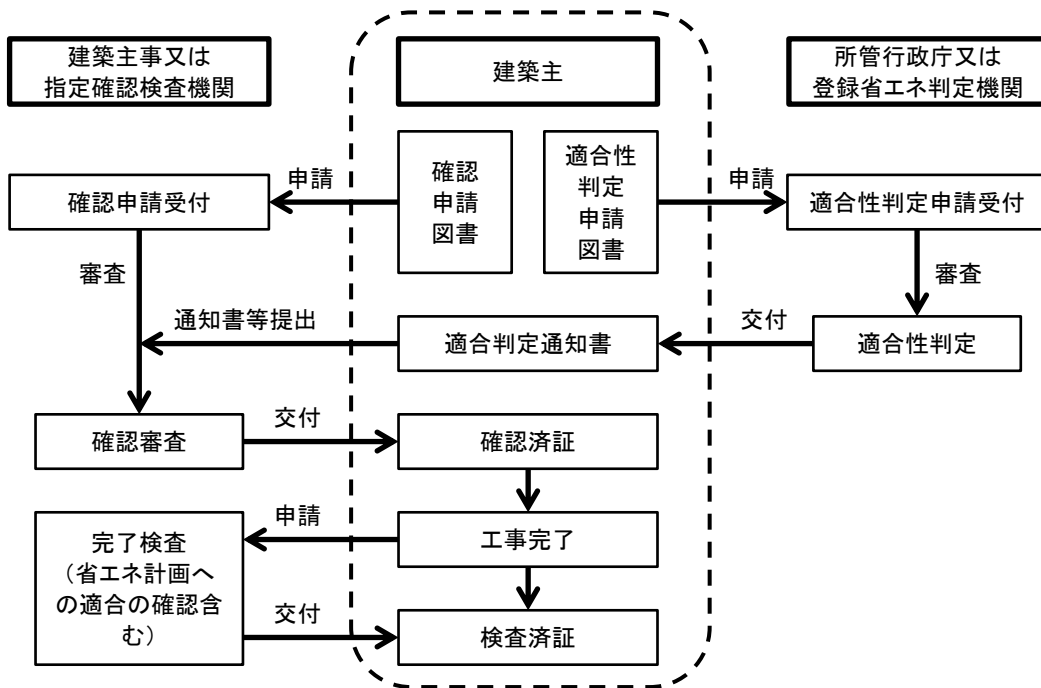


# 建築物エネルギー消費性能適合性判定について

建築主は、特定建築行為(床面積※300㎡以上の非住宅用途に係る建築物の新築・増改築)をしようとするときは、当該建築物(非住宅部分に限る。)を省エネ基準に適合させなければなりません。本規定を建築基準関係規定とみなすことにより、建築基準法の建築確認及び完了検査の対象となり、基準に適合しなければ、建築着工や建物使用ができないこととなります。  
 ※外気に対して高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積

## 1. 手続きについて

建築主は、建築確認に際し、所管行政庁又は登録省エネ判定機関の省エネ基準への適合性判定を受け、適合判定通知書を建築主事又は指定確認検査機関に提出することが必要です。適合判定通知書がなければ、確認済証の交付を受けることが出来ません。  
 また、完了検査時において判定を受けた省エネ計画との整合を確認します。



## 2. 計画の変更時について

### (1) 計画変更

適合性判定を受けたあとに省エネ計画に変更が生じた場合、軽微な変更を除き、建築主は計画変更に係る適合性判定を受けなければなりません。

- 計画変更が必要となる場合
  - ・建築基準法上の用途の変更
  - ・モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
  - ・評価方法の変更(標準入力法⇄モデル建物法)

### (2) 軽微な変更

軽微な変更の場合、完了検査時に「軽微な変更であることを証する書類」が必要となります。

内容	対応
A.省エネ性能が向上する変更	軽微な変更であることを示す資料を作成し、完了検査時に提出。
B.一定の範囲内の省エネ性能が低下する変更	
C.再計算によって基準適合が明らかでない変更	再計算した内容を所管行政庁(又は登録省エネ判定機関)に提出し「軽微変更該当証明書」の交付を受け、完了検査時に提出。